

朝鮮總督府官報

第二千二百七十二號

昭和九年八月七日 火曜日

○府令

朝鮮總督府令第八十二號
活動寫真映畫取締規則左ノ通定ム
昭和九年八月七日

朝鮮總督 宇垣一成

- 第一條 活動寫真映畫ハ活動寫真、フィルム、檢閱規則ニ依ルノ外本令ニ依ルニ非ザレバ之ヲ映寫シテ多衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ得ズ
- 第二條 本令ニ於テ活動寫真映畫興行者(以下單ニ興行者ト稱ス)ト稱スルハ活動寫真映畫ヲ映寫シテ多衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第三條 興行者其ノ業ヲ開始セントスルトキハ其ノ業ノ開始ノ日ヨリ十日前迄ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ興行場ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ届出ヅベシ
 - 一 住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地、名稱並ニ代表者ノ住所、氏名及生年月日)
 - 二 興行場ノ名稱及所在地
 - 三 業ノ開始豫定年月日
- 第四條 興行者ハ一月毎ニ其ノ月内ニ於テ映寫シタル映畫ノ題名(外國製ノモノニ在リテハ其ノ原名及譯名)、製作國、製作者、卷數及メートル數ヲ興行場別ニ翌月十日迄ニ興行場ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ届出ヅベシ
- 第五條 道知事必要アリト認ムルトキハ興行者ハ一月ヲ通シ興行者ノ映寫スル映畫ノ種類、數量又ハ映寫時間ヲ制限スルコトヲ得
- 第六條 社會教化ノ目的ヲ以テ製作セラレタル映畫又ハ時事、風景、學術、産業等ニ關スル映畫ニシテ朝鮮總督ノ認定ヲ受ケタルモノニ付テハ前條及第八條第二項ノ規定ヲ適用セズ
- 第七條 朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ興行者ニ對シ第五條ノ制限ニ拘ラ

- ズ必要ナル映畫ノ映寫ヲ命ズルコトアルベシ
- 第八條 興行者ニ非ズシテ映畫ヲ映寫シテ多衆ノ觀覽ニ供セントスル者ハ豫メ其ノ映畫ノ題名(外國製ノモノニ在リテハ其ノ原名及譯名)、製作國、製作者、卷數、メートル數及映寫時間ヲ具シ映寫地ヲ管轄スル道知事ニ届出ヅベシ
- 第九條 朝鮮内ニ於テ撮影シタル映畫(未ダ現像セザル映畫ヲ含ム)ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ申請書ニ其ノ映畫ノ題名、製作者、卷數及メートル數ヲ記載シ説明書本二部ヲ添附シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ
- 第十條 第五條又ハ第七條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ二百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 第十一條 第九條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ映畫ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 第十二條 第三條、第四條若ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ届出ヲ爲シタル者又ハ第八條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 第十三條 法人ノ代表者、法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者又ハ人ノ戶主、家族若ハ同居者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ本令ニ定ムル罰則ハ之ヲ行爲者ニ適用スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シテモ之ヲ適用ス
- 第十四條 未成年者又ハ禁治產者ガ本令ニ違反シタルトキハ本令ニ定ムル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 附則
本令ハ昭和九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ活動寫真映畫ヲ映寫シテ多衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ業トスル者ハ本令施行ノ日ヨリ二十日內ニ第三條第一項第一號及第二號ノ事項ヲ具シ興行場ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ届出ヅベシ